

(別紙)

平成 26 年 6 月 23 日付課法 6 - 8 ほか 3 課共同「法人税申告書別表一 (一) 等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改正後

改正前

(1 別表一)

(1 別表一)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 F B O 6 1 3

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 F B O 6 1 3

Header form for 'After' version, including fields for tax authority, company name, fiscal year, and identification numbers.

Header form for 'Before' version, including fields for tax authority, company name, fiscal year, and identification numbers.

令和 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 課税事業年度分の地方法人税申告書 適用額明細書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の書面提出有

令和 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 課税事業年度分の地方法人税申告書 適用額明細書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の書面提出有

Main calculation table for 'After' version, showing tax amounts, deductions, and final tax liability with columns for units (10,000, 100,000, 1,000, 10,000).

Main calculation table for 'Before' version, showing tax amounts, deductions, and final tax liability with columns for units (10,000, 100,000, 1,000, 10,000).

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分) 令六・四・一以後終了事業年度等分

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分) 令五・四・一以後終了事業年度等分

税理士署名欄

税理士署名欄

改正後

(2 別表一次葉)

事業年度等		法人名			
<b>法人税額の計算</b>					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%又は19%相当額 48		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額 49		
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額 50		
<b>地方法人税額の計算</b>					
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額 53		
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額 54		
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>					
法人税額の計算	この申告前の法人税額	55	この申告前の確定地方法人税額 58		
	この申告前の還付金額	56		この申告前の還付金額 59	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))	57		この申告により納付すべき法人税額 ((40)-(58))若しくは((40)+(59)+ (60))又は(((59)-(43))+((60)- (43)の外書))	60
	00	61		00	
<b>土地譲渡税額の内訳</b>					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)		
同上 (別表三(二の二)「26」)	63	0		64	
<b>地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算</b>					
外国税額 (別表六(二)「56」)	65	控除しきれなかった金額 67			
控除した金額 (37)	66	(65)-(66)			

別表一次葉 令六・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2 別表一次葉)

事業年度等		法人名			
<b>法人税額の計算</b>					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%又は19%相当額 48		
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額 49		
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額 50		
<b>地方法人税額の計算</b>					
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額 53		
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額 54		
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>					
法人税額の計算	この申告前の法人税額	55	この申告前の確定地方法人税額 58		
	この申告前の還付金額	56		この申告前の還付金額 59	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))	57		この申告により納付すべき法人税額 ((40)-(58))若しくは((40)+(59)+ (60))又は(((59)-(43))+((60)- (43)の外書))	60
	00	61		00	
<b>土地譲渡税額の内訳</b>					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0	土地譲渡税額 (別表三(三)「21」)		
同上 (別表三(二の二)「26」)	63	0		64	
<b>地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算</b>					
外国税額 (別表六(二)「56」)	65	控除しきれなかった金額 67			
控除した金額 (37)	66	(65)-(66)			

別表一次葉 令五・四・一以後終了事業年度等分

(3) 別表一(の二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

FB0903

納税地、令和年月日、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 21 columns for tax calculations: 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に帰する法人税額の計算等, 納付法人税額, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 分配時調整外国税相当額の控除額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定(中間申告の場合)地方法人税額, この申告による還付金額

別表一(の二) 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分... 令六・四・一以後終了事業年度等分

税理士 署名

(3) 別表一(の二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

FB0903

納税地、令和年月日、事業種目、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(至)、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 申告書 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 21 columns for tax calculations: 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に帰する法人税額の計算等, 納付法人税額, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 分配時調整外国税相当額の控除額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定(中間申告の場合)地方法人税額, この申告による還付金額

別表一(の二) 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分... 令五・四・一以後終了事業年度等分

税理士 署名

改正後

(4 別表一の二 (次葉))

		事業年度等	：	：	法人名			
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
		その他の所得金額(1)-(43)	44	000		その他の所得金額(12)-(52)	53	000
		(43)の15%又は19%相当額	45			(52)の15%又は19%相当額	54	
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55	
	控除税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	47		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	56		
		外国税額(別表六の二「15」)	48		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	57		
		計(47)+(48)	49		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	50						
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(49)-(50)	51						
	この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の法人税額	59			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((28)-(59))若しくは((28)+(60))又は((60)-(32))	61	00	外	
この申告前の還付金額	60	外						

別表一の二次葉 令六・四・一以後終了事業年度等分

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66	
この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64))若しくは((40)+(65)+(66))又は((65)-(41))+((66)-(41)の外書))	67	00

改正前

(4 別表一の二 (次葉))

		事業年度等	：	：	法人名			
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
		その他の所得金額(1)-(43)	44	000		その他の所得金額(12)-(52)	53	000
		(43)の15%又は19%相当額	45			(52)の15%又は19%相当額	54	
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55	
	控除税額	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	47		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	56		
		外国税額(別表六の二「15」)	48		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	57		
		計(47)+(48)	49		その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	50						
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(49)-(50)	51						
	この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の法人税額	59			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((28)-(59))若しくは((28)+(60))又は((60)-(32))	61	00	外	
この申告前の還付金額	60	外						

別表一の二次葉 令五・四・一以後終了事業年度等分

地方法人税額の計算

課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66	
この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64))若しくは((40)+(65)+(66))又は((65)-(41))+((66)-(41)の外書))	67	00

改正後

(5 別表六(二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等 : : 法人名

別表六(二) 令六・四・一以後終了事業年度等分

Table I: 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書. Columns include tax amount, category (e.g., 区別, 国外所得対応分), and calculation details.

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

Table II: 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書. Columns include tax amount, category, and calculation details.

改正前

(5 別表六(二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等 : : 法人名

別表六(二) 令五・四・一以後終了事業年度等分

Table I: 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書. Columns include tax amount, category, and calculation details.

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

Table II: 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書. Columns include tax amount, category, and calculation details.

改正後

(6 別表六(二)付表五)

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-(別表六(五)の二「5」の③)-(別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	円	円
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	2		
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の二「5」)	5		
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)	6		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12		
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9)-(10)-(11)+(12)	13		
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46」の①)	16		
非課税国外所得金額 (別表六(二)「46」の②)+(別表六(二)付表一「26」)	17		
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		
(19)非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20		
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21		
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22		
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23		
加算調整額 (22)× $\frac{(19)}{(23)}$	24		
調整前国外所得金額 (19)+(24)	25		
(19)調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26		
(14)×90%	27		
(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28		
調整金額 (28)× $\frac{(19)}{(23)}$	29		
調整前国外所得金額 (25)-(29)	30		
調整前控除限度額 (2)× $\frac{(30)}{(14)}$	31		
(31)調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19」の計)	32		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33		
控除限度調整額 (32)× $\frac{(31)}{(33)}$	34		
法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35		

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	36	円	円
地方法人税額の計算 (36)×10.3%-((別表六(五)の二「5」の③)+(別表十七(三)の六「1」)-(36))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	37		
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38		
調整前控除限度額 (38)× $\frac{(30)}{(14)}$	39		
(39)調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41		
控除限度調整額 (40)× $\frac{(39)}{(41)}$	42		
地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	43		

改正前

(6 別表六(二)付表五)

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

I 通算法人の法人税の控除限度額の計算に関する明細書			
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-(別表六(五)の二「5」の③)-(別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	1	円	円
法人税額の合計額 (別表十八(一)「9」の計)	2		
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の二「5」)	5		
通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)	6		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23」の計)	7		
通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入額 (別表四付表「9」の①)	8		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12		
計 (3)+(4)+(5)-(6)-(7)+(8)+(9)-(10)-(11)+(12)	13		
所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額 (別表十八(一)「11」の計-「12」の計) (マイナスの場合は0)	14		
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	15		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46」の①)	16		
非課税国外所得金額 (別表六(二)「46」の②)+(別表六(二)付表一「26」)	17		
(17)のうち0を超える金額	18		
加算前国外所得金額 (15)+(16)-(18)	19		
(19)非課税国外所得金額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14」の計)	20		
非課税国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「15」の計)	21		
(20)のうち(21)に達するまでの金額	22		
加算前国外所得金額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「16」の計)	23		
加算調整額 (22)× $\frac{(19)}{(23)}$	24		
調整前国外所得金額 (19)+(24)	25		
(19)調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17」の計)	26		
(14)×90%	27		
(26)-(27) (マイナスの場合は0)	28		
調整金額 (28)× $\frac{(19)}{(23)}$	29		
調整前国外所得金額 (25)-(29)	30		
調整前控除限度額 (2)× $\frac{(30)}{(14)}$	31		
(31)調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19」の計)	32		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「20」の計)	33		
控除限度調整額 (32)× $\frac{(31)}{(33)}$	34		
法人税の控除限度額 (31)-(34) (マイナスの場合は0)	35		

II 通算法人の地方法人税控除限度額の計算に関する明細書

課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	36	円	円
地方法人税額の計算 (36)×10.3%-((別表六(五)の二「5」の③)+(別表十七(三)の六「1」)-(36))と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	37		
地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31」の計)	38		
調整前控除限度額 (38)× $\frac{(30)}{(14)}$	39		
(39)調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「33」の計)	40		
調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34」の計)	41		
控除限度調整額 (40)× $\frac{(39)}{(41)}$	42		
地方法人税控除限度額 (39)-(42) (マイナスの場合は0)	43		

別表六(二)付表五 令五・四・一以後終了事業年度等分

別表六(二)付表五 令五・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(7 別表六 (二) 付表六)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表六 令六・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」+「19」+「20」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 (((5) - (1))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 (((1) - (5))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「53」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額相当額 (((12) - (8))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(8) > (12) の場合 税額控除超過額相当額 (((8) - (12))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

改正前

(7 別表六 (二) 付表六)

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名
-------	---	---	-----

別表六(二)付表六 令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「21」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「18」+「19」+「20」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 (((5) - (1))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 (((1) - (5))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「53」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額相当額 (((12) - (8))又は当初申告税額控除不足額相当額)	(8) > (12) の場合 税額控除超過額相当額 (((8) - (12))又は当初申告税額控除超過額相当額)
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							

改正後

(8 別表六の二)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	法人名
-------	-----

別表六の二  
令六・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 法 人 的 施 設 帰 属 所 得 金 額 の 控 除 限 度 額 の 計 算	1	円	区 分
			国外所得対応分 ① ②
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額
当期の法人税額 (別表一の二「4」)-(別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)
当期の恒久的施設帰属所得金額	3		交際費等の損金不算入額
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		貸倒引当金の戻入額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		
当期の調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	8		貸倒引当金の繰入額
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	9		
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	10		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	11		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	12		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	13		
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	14		
	15		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 法 人 的 施 設 帰 属 所 得 金 額 の 控 除 限 度 額 の 計 算	41	円	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)
			44
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41		恒久的施設帰属地方法人税額 $(44) \times 10.3\% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44))$ と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)
法人税の控除限度額 (11)	42		地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額

改正前

(8 別表六の二)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	法人名
-------	-----

別表六の二  
令五・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 法 人 的 施 設 帰 属 所 得 金 額 の 控 除 限 度 額 の 計 算	1	円	区 分
			国外所得対応分 ① ②
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)	1		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額
当期の法人税額 (別表一の二「4」)-(別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)
当期の恒久的施設帰属所得金額	3		交際費等の損金不算入額
繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		貸倒引当金の戻入額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		
計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		
当期の調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	8		貸倒引当金の繰入額
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	9		
法人税の控除限度額 $(2) \times \frac{(10)}{(7)}$	10		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	11		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	12		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	13		
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	14		
	15		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 法 人 的 施 設 帰 属 所 得 金 額 の 控 除 限 度 額 の 計 算	41	円	課税標準法人税額 (別表一の二「4」)
			44
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41		恒久的施設帰属地方法人税額 $(44) \times 10.3\% - ((別表六(五の二)「5の③」) - (44))$ と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)
法人税の控除限度額 (11)	42		地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額



改正後

(9 別表十三(五))

Table with columns for asset type, acquisition date, location, area, value, and calculation steps for asset exchange. Includes rows for '譲渡した資産の種類', '取得年月日', '取得価額', and '対価の額の合計額'.

別表十三(五) 令六・四・一以後終了事業年度分

改正前

(9 別表十三(五))

Table with columns for asset type, acquisition date, location, area, value, and calculation steps for asset exchange. Includes rows for '譲渡した資産の種類', '取得年月日', '取得価額', and '対価の額の合計額'.

別表十三(五) 令五・四・一以後終了事業年度分

改正後

改正前

(削除)

(10 別表十七 (三の六))

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度

・  
・

法人名

別表十七(三の六) 令五・四・一以後終了事業年度分

控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)付表「31」)	1	円
法人税の額 (別表一「9」)-(別表六(五の二)「7」)	2	
法人税の額から控除する金額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	

改正後

(10) 別表十八(一)

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

		事業年度等	：	：	法人名					
法人名	通算親法人									計
法人番号	1									
納税地	2									
事業年度等	3	：	：	：	：	：	：	：	：	
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書										
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5									
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6									
所得金額差引計 (「(別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)	7									
欠損金額差引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8									
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9									
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10									
(10)のうち0を超える金額	11									
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12									
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13									
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14									
(13)のうち0を超える金額	15									
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16									
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17									
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18									
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19									
(18)のうち0を超える金額	20									
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21									
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22									
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23									
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24									
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25									
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26									
通算前所得金額 (別表七の二「1」)	27									
調整通算前欠損金額 (別表七の二「7」)	28									
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「1」)	29									
支払利子合計額 (別表八(一)付表「6」)	30									
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書										
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32									
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33									
(32)のうち0を超える金額	34									

別表十八(一) 令六・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(11) 別表十八(一)

各通算法人の所得金額等及び地方法人税額等に関する明細書

		事業年度等	：	：	法人名					
法人名	通算親法人									計
法人番号	1									
納税地	2									
事業年度等	3	：	：	：	：	：	：	：	：	
I 各通算法人の所得金額等に関する明細書										
所得金額 (別表一付表「1」) (欠損の場合は0)	4	円	円	円	円	円	円	円	円	円
調整通算外配当等流出額 (別表三(一)付表二「20」)	5									
純通算内配当等の額 (別表三(一)付表二「22」)	6									
所得金額差引計 (「(別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」)」が0以上の場合のその0以上の額)	7									
欠損金額差引計 (別表四「39の①」)-(別表七(三)「9」) (プラスの場合は0)	8									
法人税額 (別表六(二)付表五「1」)	9									
所得金額又は欠損金額 (別表六(二)付表五「13」)	10									
(10)のうち0を超える金額	11									
(10)が0を下回る場合のその下回る額	12									
非課税国外所得金額 (別表六(二)付表五「17」)	13									
(13)が0を下回る場合のその下回る額	14									
(13)のうち0を超える金額	15									
加算前国外所得金額のうち0を超えるもの (別表六(二)付表五「19」のうち0を超える金額)	16									
調整前国外所得金額 (別表六(二)付表五「25」)	17									
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「31」)	18									
(18)が0を下回る場合のその下回る額	19									
(18)のうち0を超える金額	20									
当初損金算入超過額 (当初申告の別表七(一)「4の計」-「2」) (マイナスの場合は0)	21									
当初損金算入不足額 (当初申告の別表七(一)「2」-「4の計」) (マイナスの場合は0)	22									
損金算入限度額 (別表七(二)付表一「2」)	23									
控除対象欠損金額 (別表七(三)付表「8」)	24									
中間申告における発生災害損失欠損金額のうち通算対象外欠損金額以外の部分の金額 (別表七(五)「5」)	25									
通算対象外欠損金額以外の部分に係る繰戻し額 (別表七(五)「7」)	26									
通算前所得金額 (別表七の二「1」)	27									
調整通算前欠損金額 (別表七の二「7」)	28									
適用関連法人配当等の額の合計額 (別表八(一)付表「1」)	29									
支払利子合計額 (別表八(一)付表「6」)	30									
II 各通算法人の地方法人税額等に関する明細書										
地方法人税額 (別表六(二)付表五「37」)	31	円	円	円	円	円	円	円	円	円
調整前控除限度額 (別表六(二)付表五「39」)	32									
(32)が0を下回る場合のその下回る額	33									
(32)のうち0を超える金額	34									

別表十八(一) 令五・四・一以後終了事業年度等分





改 正 後

(13 別表十八 (二))

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
法人名	1						計
法人番号							
納税地	2						
事業年度	3	:	:	:	:	:	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	4	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	5	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「3」)	6	円	円	円	円	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「4」)	7						
国内設備投資額 (別表六(七)「9」)	8						
当期償却費総額 (別表六(七)「10」)	9						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)	10						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)	11						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」)又は(別表六(十)「1」)	12						
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」)又は(別表六(十)「4」)	13						
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」)又は(別表六(十)「5」)	14						
平均売上金額 (別表六(九)「8」)又は(別表六(十)「8」)	15						
調整前法人税額 (別表六(九)「16」)又は(別表六(十)「14」)	16						
税額控除超過額 (別表六(九)付表「30」)又は(別表六(十)付表「27」)	17						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「37」)又は(別表六(十)付表「34」)	18						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十二)「3」)	19						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十二)「4」)	20						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十二)「5」)	21						
調整前法人税額 (別表六(十二)「7」)	22						
税額控除超過額 (別表六(十二)付表二「17」)	23						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十二)付表二「24」)	24						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十三)「5の計」)	25						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十三)「14の計」)	26						

別表十八(二) 令六・四・一以後終了事業年度分

改 正 前

(14 別表十八 (二))

各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
法人名	1						計
法人番号							
納税地	2						
事業年度	3	:	:	:	:	:	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	4	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	5	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(七)「3」)	6	円	円	円	円	円	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(七)「4」)	7						
国内設備投資額 (別表六(七)「8」)	8						
当期償却費総額 (別表六(七)「9」)	9						
対象年度の基準通算所得等金額 (別表六(八)「9」)	10						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額 (別表六(八)「11」)	11						
試験研究費の額 (別表六(九)「1」)又は(別表六(十)「1」)	12						
控除対象試験研究費の額 (別表六(九)「4」)又は(別表六(十)「4」)	13						
比較試験研究費の額 (別表六(九)「5」)又は(別表六(十)「5」)	14						
平均売上金額 (別表六(九)「8」)又は(別表六(十)「8」)	15						
調整前法人税額 (別表六(九)「19」)又は(別表六(十)「14」)	16						
税額控除超過額 (別表六(九)付表「35」)又は(別表六(十)付表「28」)	17						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(九)付表「42」)又は(別表六(十)付表「35」)	18						
当期の売上金額 (別表六(十二)「1」)	19						
基準売上金額 (別表六(十二)「5」)	20						
基準年度試験研究費の額 (別表六(十二)「10」)	21						
差引対象特別試験研究費の額 (別表六(十四)「3」)	22						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「4」)	23						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (別表六(十四)「5」)	24						
調整前法人税額 (別表六(十四)「7」)	25						
税額控除超過額 (別表六(十四)付表二「17」)	26						
非特定欠損金調整取戻税額 (別表六(十四)付表二「24」)	27						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「5の計」)	28						
差引各欠損金増加額の合計額 (別表六(十五)「14の計」)	29						

別表十八(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

改正後

(14 別表十八 (三))

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

法人名	通算親法人					計
	1	2	3	4	5	
法人番号						
納税地						
事業年度	:	:	:	:	:	
基準雇用者数 (別表六(二十一)付表「4」)	人	人	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「7」)						
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「9」)						
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「12」)						
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十一)「17」)						
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	円	円	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)						
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)						
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)						
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)						
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)						
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)						
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)						
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)						
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)						
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0以上の場合のその0以上の額						
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額						
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)						
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十三)「10」+「43の計」)-(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)が0以上の場合のその0以上の額						
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十三)「10」+「43の計」)-(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」)が0を下回る場合のその下回る額						
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)						
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)						
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)						

別表十八(三) 令六・四・一以後終了事業年度分

改正前

(15 別表十八 (三))

各通算法人の通算前所得金額等に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

法人名	通算親法人					計
	1	2	3	4	5	
法人番号						
納税地						
事業年度	:	:	:	:	:	
基準雇用者数 (別表六(二十三)付表「4」)	人	人	人	人	人	人
特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「5」)						
移転型特定新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「7」)						
特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「10」)						
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (別表六(二十三)「15」)						
通算前所得金額 (別表十(一)付表「1」)	円	円	円	円	円	円
通算前欠損金額 (別表十(一)付表「3」)						
軽減対象所得金額 (別表十(一)付表「6」)						
特定事業等欠損金額 (別表十(一)付表「8」)						
特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (別表十(一)付表「10」)						
特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (別表十(一)付表「12」)						
通算前所得金額 (別表十(二)付表「1」)						
通算前欠損金額 (別表十(二)付表「3」)						
軽減対象所得金額 (別表十(二)付表「6」)						
特定事業等欠損金額 (別表十(二)付表「8」)						
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0以上の場合のその0以上の額						
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」)が0を下回る場合のその下回る額						
控除未済欠損金額 (別表七(一)「3の計」)						
通算前所得金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0以上の場合のその0以上の額						
通算前欠損金額 (別表四「39の①」+「40の①」-「27の①」)-(別表七(四)「10」-「12」)-別表十(三)「43」-(別表十二(十四)「10」+「43の計」)-(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)が0を下回る場合のその下回る額						
支出交際費等の額 (別表十五付表「1」)						
対象純支払利子等の額 (別表十七(二)「4」)						
対象純受取利子等の額 (別表十七(二)「5」)						

別表十八(三) 令五・四・一以後終了事業年度分

前

正

改

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書  
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

( 税務署提出用 )

納税地	( 電話番号 ----- )	
(フリガナ)	-----	
法人名	-----	
法人番号	-----	
(フリガナ)	-----	
代表者	-----	
代表者住所	-----	
税理士名	-----	

令和 年 月 日		事業年度分予定申告書	
令和 年 月 日		課税事業年度分予定申告書	
税務署長殿			
通算グループ整理番号			
前事業年度等			
令和 年 月 日		至令和 年 月 日	
法人税額の計算		地方法人税額の計算	
修正・更正・決定の年月日	令和 年 月 日	修正・更正・決定の年月日	令和 年 月 日
前事業年度の法人税額	千円 00	前課税事業年度の地方法人税額	千円 00
この申告前の法人税額	千円 00	この申告前の地方法人税額	千円 00
この申告による増加分	千円 00	この申告による増加分	千円 00
この申告前の地方法人税額	千円 00	この申告前の地方法人税額	千円 00
この申告による増加分	千円 00	この申告による増加分	千円 00
この申告による地方法人税額	千円 00	この申告による地方法人税額	千円 00
この申告が修正申告である場合の	地方法人税額の計算	この申告が修正申告である場合の	地方法人税額の計算

別表十九 令五・四・一以後提出分

後

正

改

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書  
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

( 税務署提出用 )

納税地	( 電話番号 ----- )	
(フリガナ)	-----	
法人名	-----	
法人番号	-----	
(フリガナ)	-----	
代表者	-----	
代表者住所	-----	
税理士名	-----	

令和 年 月 日		事業年度分予定申告書	
令和 年 月 日		課税事業年度分予定申告書	
税務署長殿			
通算グループ整理番号			
前事業年度等			
令和 年 月 日		至令和 年 月 日	
法人税額の計算		地方法人税額の計算	
修正・更正・決定の年月日	令和 年 月 日	修正・更正・決定の年月日	令和 年 月 日
前事業年度の法人税額	千円 00	前課税事業年度の地方法人税額	千円 00
この申告前の法人税額	千円 00	この申告前の地方法人税額	千円 00
この申告による増加分	千円 00	この申告による増加分	千円 00
この申告前の地方法人税額	千円 00	この申告前の地方法人税額	千円 00
この申告による増加分	千円 00	この申告による増加分	千円 00
この申告による地方法人税額	千円 00	この申告による地方法人税額	千円 00
この申告が修正申告である場合の	地方法人税額の計算	この申告が修正申告である場合の	地方法人税額の計算

別表十九 令六・四・一以後提出分

(15 別表十九)

(16 別表十九)



前

正

改

(17 別表十九の二)

法人税法第四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書  
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地	(電話番号) — — — )
本店又は主たる事務所 の所在地 (フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	
(フリガナ)	
国内郵便局所 に係る事業者 の責任者	
税理士名	

(税務署提出用)

令和 年 月 日		令和 年 月 日	
税務署長殿		税務署長殿	
整理番号		整理番号	
前事業年度等 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		前事業年度等 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日		地方法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日	
前事業年度 の法人税額 円 00	前事業年度の月数 月数換算 円 00	前課税事業年度 の地方法人税額 円 00	前課税事業年度の月数 月数換算 円 00
この申告に より増加する 額 円 00	この申告前の 地方法人税額 円 00	この申告に より増加する 額 円 00	この申告前の 地方法人税額 円 00
この申告前 の法人税額 円 00	この申告が修正申告 である場合の 地方法人税額の計算	この申告前 の法人税額 円 00	この申告が修正申告 である場合の 地方法人税額の計算
通 信 日 付 印	年 月 日	通 信 日 付 印	年 月 日
確 認	千 円	確 認	千 円
事業年度分予定申告書	日 課税事業年度分予定申告書	事業年度分予定申告書	日 課税事業年度分予定申告書
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

別表十九の二 令五・四・一以後提出分

後

正

改

(16 別表十九の二)

法人税法第四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書  
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地	(電話番号) — — — )
本店又は主たる事務所 の所在地 (フリガナ)	
法人名	
法人番号	
(フリガナ)	
代表者	
代表者住所	
(フリガナ)	
国内郵便局所 に係る事業者 の責任者	
税理士名	

(税務署提出用)

令和 年 月 日		令和 年 月 日	
税務署長殿		税務署長殿	
整理番号		整理番号	
前事業年度等 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		前事業年度等 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日	
法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日		地方法人税額の計算 修正・更正・決定の年月日 令和 年 月 日	
前事業年度 の法人税額 円 00	前事業年度の月数 月数換算 円 00	前課税事業年度 の地方法人税額 円 00	前課税事業年度の月数 月数換算 円 00
この申告に より増加する 額 円 00	この申告前の 地方法人税額 円 00	この申告に より増加する 額 円 00	この申告前の 地方法人税額 円 00
この申告前 の法人税額 円 00	この申告が修正申告 である場合の 地方法人税額の計算	この申告前 の法人税額 円 00	この申告が修正申告 である場合の 地方法人税額の計算
通 信 日 付 印	年 月 日	通 信 日 付 印	年 月 日
確 認	千 円	確 認	千 円
事業年度分予定申告書	日 課税事業年度分予定申告書	事業年度分予定申告書	日 課税事業年度分予定申告書
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

別表十九の二 令六・四・一以後提出分

(17 別表二十)

(追加)

令和 年 月 日 税務署長殿 電話 ( ) -		事業種目 会社等の区分 最終親会社等 中間親会社等 被部分保有親会社等	※ 所管 業種目 一連番号
納税地 (フリガナ)	最終親会社等の 名称 最終親会社等の 所在地国	税 整理番号 対 象 年 度 (至)	署 申告年月日
法人名 (フリガナ)	旧納税地及び 旧法人名等	処 通信日付印 確 認 庁 指 定 局 指 定 指 導 等 区 分	理 年月日 申 告 区 分
法人番号 (フリガナ)	添 付 書 類 最終親会社等に係る連結等財務諸表、共同支配親会社等の連結等財務諸表、最終親会社等に係る連結等財務諸表に係る勘定科目内訳明細書、共同支配親会社等の連結等財務諸表に係る勘定科目内訳明細書	欄 法人税 期限後 修 正 地 方 法 人 税 期限後 修 正	

別表二十 各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書... 令六・四・一以後開始対象会計年度等分

令和 年 月 日 対象会計年度分の法人税 申告書  
 令和 年 月 日 課税対象会計年度分の地方法人税 申告書

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

こ 法 の 人 税 額 に 計 算 する	課税標準国際最低課税額 (別表二十付表一「33」)	1	十億 百万 千 円	こ 申 告 前 の 法 人 税 額	3	十億 百万 千 円
			000			000
	法人税額 (1)の90.7%相当額	2	000			000
	課税標準特定期額 (2)	5	000			000
	地方法人税額 (5)の $\frac{93}{907}$ 相当額	6	000			000
				こ 申 告 前 の 地 方 法 人 税 額	7	000
				こ 申 告 前 の 地 方 法 人 税 額	8	000

税理士署名

(18 別表二十一)

(18 別表二十)

青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 法人番号 代表者住所

青色申告 一連番号 整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 法人番号 代表者住所

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 申告書 申告書

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 申告書 申告書

この申告書による法人税額の計算

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 rows for corporate tax calculation, including columns for retirement benefits, asset management, and tax amounts.

Table with 14 rows for corporate tax calculation, including columns for retirement benefits, asset management, and tax amounts.

この申告書による地方法人税額の計算

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 rows for local corporate tax calculation, including columns for standard tax, local tax rate, and final tax amount.

Table with 4 rows for local corporate tax calculation, including columns for standard tax, local tax rate, and final tax amount.

税理士名

税理士名

別表二十一 退職年金業務等を行う法人の分... 令六・四・一以後終了事業年度等分

別表二十 退職年金業務等を行う法人の分... 令五・四・一以後終了事業年度等分